佐賀県告示第二百八十六号

号) 続期間を更新するので、 二十八条第七項の規定により、森林公園鳥獣保護区及び朝日山鳥獣保護区の存 鳥獣 の一部を次のように改正し、 の保護及び狩猟 の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 鳥獣保護区の設定(平成十四年佐賀県告示第五百四十 平成二十四年十月三十一日から施行する。

平成二十四年十月三十日

佐賀県知事 古 Ш

十八号) 第二十八条第一項」 八第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八 本文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (大正七年法律第三十二号) に 「設定する」を「指定する」 に改める。 第八条

その 一の三を次のように改める。

存続期間

平成二十四年十月三十一 日から平成三十四年十月三十一日まで

その 一に次のように加える。

四 保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、 市街地の近くにおいて野鳥の生息場所や移動 する際の休

野鳥とのふれあ

いや観察等を通した豊かな生活環境

憩所となっており、

の形成を図ることができ、 また環境教育の場として適している。

5 れることから、 のため、 当該区域は、 鳥獣保護区に指定し、 鳥獣 の生息のため 生息する鳥獣の保護を図る。 の重要な区域であると認め

八 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、 鳥獣保護区であることを周知するため、 標識を

設置するとともに、 県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域

の管理に当たる。

活用により被害防止に努める。 事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な また、 野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、 鳥獣保 護

その (-)の二中「安良川 の 第一線堤と第二線堤との交点に至り、 同地点から安

良川第一線堤に沿って北へ進み」を削る。

三 存続期間

その

二の三を次のように改める。

平成二十四年十月三十一 日から平成三十四年十月三十一 日まで

そのこに次のように加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、 市街地の近くにおい て野鳥の生息場所や移動 する際の休

憩所となっており、 野鳥とのふれあいや観察等を通した豊かな生活環境

の形成を図ることができ、 また環境教育の場として適 してい ಠ್ಠ

こ のため、 当該区域は、 鳥獣の生息のため の重要な区域であると認め

られることから、 鳥獣保護区に指定し、 生息する鳥獣の保護を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、 鳥獣保護区であることを周知 するた め、 標識 を

設置するとともに、 県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域

の管理に当たる。

また、 野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、 鳥獣保護